

諮問番号：2総務第574号（令和3年3月16日諮問）
事 件 名：2-1 債権差押処分に関する件

答 申 書

審査請求人 X からの審査請求に関する諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

債権差押処分の取消しを求める審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1. 審査請求人の主張の要旨

(1) 平成24年に身に覚えのない土地の固定資産税の支払いを求められ、すぐに(存在を知って3ヶ月以内)高山市役所税務課に連絡し、相続放棄の意思を申し出たにもかかわらず、「土地の存在を知った3ヶ月以内に家庭裁判所で相続放棄の手続きができる」ことを知らせなかった職員と税務課に落ち度があった。

(2) 税務課に土地の所在が明確にわかる地図を請求したが送られないまま強制処分となった。

以上のことから、令和2年9月15日付2財税第790号による債権差押処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるとともに、土地の相続放棄を請求すると主張している。

2. 処分庁の主張の要旨

(1) 「相続放棄の手続きを知らせなかった落ち度」について

相続は民法第882条により「死亡によって開始する」と規定されている。また、同法第896条により「被相続人に属した一切の権利義務を承継する」とされており、放棄を含めた相続全般は相続人がなす行為である。税務課職員からは、相続関係については放棄の期間は過ぎているが一度弁護士若しくは裁判所へ相談の上連絡をいただくよう依頼しており、説明がなかったことに落ち度はない。

(2) 「地図を請求したが送られないまま」について

平成30年2月2日付で、「地番現況図」と「航空写真」は有料であり、請求方法を示し、申請して取り寄せるよう案内したが、審査請求人から申請を受けた経緯はない。

(3) 「強制処分となった」について

国税徴収法第141条の規定に基づく調査で、審査請求人は給与所得者で資力があり納付困難な状況ではないと判断し、同法第76条第1項による算出方式で計算すると、一ヶ月分の給与受給額でこれまでの未納市税及び督促手数料を十分徴収できる差押可能額が算出された。併せて調査した所有する金融機関口座の残額は毎月の給与受給額を超えるものであり、預金口座であると判断した。

差押対象財産の選択をするに、給与の差押えは審査請求人に与える社会的信用を失墜させる等の不利益が大きいことに鑑み、普通預金から未納市税及び督促手数料に充てることが最適であると判断した。

固定資産税の未納に係る督促は納期限毎に発布され、滞納処分の前提である督促状は審査請求人に届いている。その他処分庁は審査請求人に対し、令和2年4月以降においても二度にわたり文書催告し、これまでの納期限を経過した督促状が発布されている未納額を知らせ自主納付を促すも反応なく、令和2年8月25日付「差押予告書(令和2年9月10日期限)」を送付し、以後指定した期限まで納付がなかったため、同年9月15日、地方税法第371条第1項により、未納となっている本税及び督促手数料に対し、同法第373条第1項第1号、国税徴収法第47条第1項第1号の規定に基づき本件処分を執行したものである。

(4) 「土地の相続放棄を請求する」について

相続放棄は民法第938条において「相続人が家庭裁判所に相続の放棄を申述しなければならない」また、同法第915条において「3箇月以内にしなければならない」と規定されており、債権者である処分庁への口頭での申し出により行われるものではない。

以上のことから、本件処分は地方税法及び国税徴収法の規定により執行したものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない旨主張している。

第3 審理員意見書の要旨

1. 相続放棄を含めた相続全般は、民法の定めるところにより相続人がなす行為である。また、相続放棄の手続きは、家庭裁判所への申述により行うものであり、債権者である処分庁への申し出により行われるものではないため、処分庁職員がそのことを知らせなかったとしても、本件処分の取消しを求める理由としては、採用できない。
2. 処分庁は、平成23年7月13日審査請求人を地方税法第9条の2の規定に基づき代表相続人と定め、代表者指定通知を送付している。

3. 処分庁は、平成24年5月1日地方税法第359条の規定により、相続人代表者審査請求人を納税義務者として固定資産税を賦課し、納税通知書を発布している。
4. 本件処分は、地方税法及び国税徴収法等の規定に基づき令和2年9月15日付で執行したものであり、違法又は不当な点は認められない。
5. 審査請求人は、地図を請求したが送られないままで、土地の確認ができなかったと主張するが、処分庁は平成30年2月2日付で地図の請求方法を示し、申請して取り寄せるよう案内したが、審査請求人から申請を受けた経緯はなく、本件処分の取消しを求める理由としては、採用できない。

第4 調査審議の経過

令和3年3月16日 諮問

令和3年4月13日 審議

令和3年5月13日 答申

第5 審査会の判断の理由

1. 差押手続について

国税徴収法第141条の規定により審査請求人の居住地役場に調査し、審査請求人が給与所得者で資力があり納付困難な状況ではないと判断し、同法第76条第1項の規定による計算により、1ヶ月分の給与受給額で未納市税及び督促手数料を徴収できる差押可能額があることを確認している。

併せて、審査請求人の口座残額が毎月の給与受給額を超える額であることを確認し、国税徴収法基本通達第47条関係17に基づき差押財産の選択を行っている。

執行にあたっては、地方税法第371条第1項第1号の規定により督促状を発した未納市税等に対し、差押予告を実施したうえで本件処分を行っており、いずれも法令の定めに基づいて適正に行われ、違法な点は認められない。

2. 対応の不当性について

審査請求人は、差押処分の取消しを求める理由として、相続放棄手続を行う機会を喪失してしまったことを挙げるとともに、趣旨は不明だが相続放棄を請求する旨の主張をしている。

しかしながら、相続放棄を含めた手続きは民法に基づいて相続人が法定期間内に家庭裁判所になす行為であり、相続放棄手続について処分庁から説明がなかったとしても本件処分を取消す理由とはならないし、そのような主張も認められない。

また、地図の請求に関しては、審査請求人が処分庁に対して申請した事実はない。

処分庁は、審査請求人から納付困難な状況である旨の申出に応じて資力の

回復を待ち、自主的な納付を促すも審査請求人からの納付がなく本件処分に
至っており、いずれの対応にも不当な点は認められない。

第6 結論

以上のとおり、処分庁が行った処分に違法または不当な点は認められな
いことから、審査会の結論に記載のとおり答申する。

高山市行政不服審査会

会長	飯	田	洋
委員	岡	本	英一
	田	中	勝彦
	西	村	裕紀子
	米	澤	智子